

六 隣地ノ小作料

第三八条

相当小作料ハ三年間立シ変更スルコトヲ得ズ、但シ小作地ノ一部ノ撤去又ハ一部ノ反還ノ場合ニ於テハ此ノ限りニ非ズ、

第三九条

相当小作料ノ判定アリタル小作地ノ地主ハ敷金保証金前扣小作料ノ敷料小作権設定料其他直接間接名義ノ何タルシ間ハズ相当小作料ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ、

既ニ受ケタル敷金保証金等は相当小作料ノ判定アリタル日ヨリ一月以内ニ小作人ニ反還スルコトヲ要ス、

前二項ノ規定ハ小作料ノ減免又ハ支払猶予ノ判定アリタル場合ニ適用ス、

第四〇条 作雑料費用ノ償還及損害賠償

第三十條

小作人ハ小作地反還ノ際シ共ノ返還理由ノ何タルカニ拘ラス、廿八小作地ハ小作開始以來支払ヒタル小作料ノ総額ノ五分ノ一ニ相当スル作雑料ノ地主ニ對シ請求スルコトヲ得、

前項ノ小作料ノ総額が不明ナルカ又ハ爭アル場合ニ於テハ之ノ終期契約小作料ノ三十年分ト推定ス、

第三十一條

作雑料ハ其ノ土地ニ付先取特權ヲ有シ相殺又ハ差押シ受クルコトニシテ小作人ハ小作地ニツキ公租公課其他地主ノ負担ニ屬スベキ必要アリ、

支劣シタルトキハ地主ハ道ニ其ノ費用ハ小作人ニ償還スルコトヲ得、

第三十二條

小作人ハ小作地ニシテ、墾荒、新築工事等ノ土地改良ヲ為シ又ハ他ノ有益事業ヲ支劣シ小作地返還ノ際其ノ償額が現在アルトキハ地主ハ小作人ノ立替ニ從ヒ其ノ費用又ハ増加額ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス、

第三十三條

小作人ハ小作地ニ塔礎塔礎シタル作物、築造シタル工作物其他ノ設備ニシテ小作地返還ノ際現存シ前二条ニヨリ其ノ費用ヲ償還セラレザルモノニ付イフハ小作人ハ其ノ際ニ於ケル地主ニ對シ相当償額ヲ以テ買取ル可キコトヲ請求スルコトヲ得、

第三十四條

小作権消滅ノ場合ニ於テ小作人ハ前四条ノ支払シ度ナルマデ其ノ小作料を継続スルコトヲ得、

前項ノ場合ニ於テ耕作ノ中途又ハ小作人ノ損害最モ少キ時期ニ非ザル時期ニ於テ償還又ハ支払アリタルトキハ其ノ收穫ヲ終リタルトキ又ハ二附後一年以内ノ小作人ノ損害最モ少キ時期マデ其ノ小作料を継続スルコトヲ得、

第三十五條 小作人が故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ其ノ小作地ヲ著シク荒廃セシメ若ハ之ヲ毀損シタルトキハ地主ハ小作人ニ對シテ之ニヨリテ主シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得、

第四章 強制執行ノ制限

第三十六條 小作料ニ付キ爭アル場合ニ於テ小作人が従前ノ小作料ノ五分ノ一を納